

各位

那加中央保育所空調等改修工事に係る技術提案書について

記

入札執行後、落札候補者となった者は、技術提案書の内容を確認できる書類を提出

すること。

- (1) 提出期間 提出の求めのあった日の翌日から起算して2日以内まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (2) 提出書類
 - ・技術提案書(原本)
 - ・総合評価競争入札に関する技術提案書確認書類
 - ・評価内容の確認書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送による
- (4) 提出先 各務原市企画総務部契約経理課契約第一係

4. 技術提案書作成時の注意点

- (1) 作成する技術提案書の評価内容は、別添「加算点設定の詳細」のとおりとする。
- (2) 特に記載が無い限り、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。
- (3) 「2. 技術提案書の提出(1)」で提出した技術資料について、「3. 技術提案書確認書類の提出」までの間に変更が生じた場合は、評価点に変更がない場合に限り訂正が可能です。
- (4) 技術所見については、次の事項に留意して記載すること。
 - ・簡潔かつ要領よく具体的に記述すること。またその詳細について説明を行うこと。
 - ・ひとつの技術所見につき、3項目を限度として提案すること。
 - ・1項目につき、提案内容を1ページにまとめて提出すること。複数項目ある場合は、ページを分けて提出すること。
 - ・主構造物の変更となるような提案は認めない。軽微なものであれば、構造上問題ないことを証明したうえで提案すること。
 - ・工事の状況により市に不利益な提案となる場合には、協議の上、提案の履行を中止させることができるものとする。
 - ・受注者が入札時に提出した技術資料のうち、受注者の責により、評価した提案が履行されなかった場合は、入札参加資格停止措置・工事成績評定の減点を行うとともに、入札時に付与した加算点の再計算を行い、減点分を金額換算し減額変更する。
$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初(変更がある場合は変更後)契約金額
 α : 当初の全ての加算点、 β : 達成度合いに応じて再計算した全ての加算点
C' : 達成度合いに応じた契約金額
 - ・参考資料を添付する場合は、記述された内容の根拠等を的確に把握できる範囲とすること。

- ・ 通常、一般的に実施されていると判断される提案は評価しない。
- ・ 提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認できるものであること。
- ・ 技術所見として提案可能な項目は、目的物の施工の確実性についてであり、目的物そのものの材料・仕様の変更や、設計の変更は認められない。
- ・ 他機関（地元住民、警察、道路・河川管理者、土地所有者等）及び他工事との調整が必要となる技術所見は原則認められない。
- ・ 下記に示すような提案内容は評価しない。
 - ①提案内容が抽象的なもの、提案の表現が曖昧なもの
（例：「徹底する」「できるだけ」「適切に」「丁寧に施工する」「必要に応じて」）
 - ②提案の実行の有無が確認できないもの
（例：実行したことを、写真等で確認できないもの）
 - ③提案内容に明確な効果が認められないもの
 - ④提案の実行に確実性がないもの
（例：「監督員との協議により施工する」など）
- ・ 受注者が入札時に提案した技術所見は、施工中及び完成時に、発注者及び受注者の両方で履行状況を確認する。